

長野県知事 村 井 仁

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

住宅課

長野県告示第192号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務（飯田市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡、北安曇郡及び下高井郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）を次のとおり委託します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

- 1 受託者住所
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 2 受託者氏名
ニッテレ債権回収株式会社
- 3 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

住宅課

長野県告示第193号

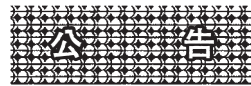
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、諏訪市に所在する県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務を次のとおり委託します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

住宅課



公告

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第8条第1項の規定により指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定をしたいので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

- 1 指定希少野生動植物として指定しようとする動物（1種）

（1）種の指定

種の名称	指定の理由
フサヒゲルリ カミキリ	ユウスゲが生育する草原の極めて限られた地域だけに生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、植生の遷移、採集圧及びシカによる食草の被食圧により、その個体数及び生息地が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため

- 2 特別指定希少野生動植物として指定しようとする動物（1種）

（1）種の指定

種の名称	指定の理由
フサヒゲルリ カミキリ	ユウスゲが生育する草原の極めて限られた地域だけに生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、植生の遷移、採集圧及びシカによる食草の被食圧により、その個体数及び生息地が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため

- 3 指定の案の縦覧場所

長野県環境部自然保護課、長野県佐久地方事務所、長野県上小地方事務所、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所、長野県下伊那地方事務所、長野県木曾地方事務所、長野県松本地方事務所、長野県北安曇地方事務所、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所

自然保護課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成22年3月31日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
同 東 方 久 男
同 柿 沼 美 幸
同 村 石 正 郎

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「県の機関における毒物及び劇物の適正な管理について」

2 監査の目的

毒物又は劇物（以下「毒物劇物」という。）を取り扱う県の機関は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）において業務上取扱者とされています。業務上取扱者としての知事への届出は不要ですが、毒物劇物の盗難・紛失、流出・漏洩等を防止するのに必要な措置を行うことや、容器や貯蔵場所等への表示等を行うことなど、各種の義務が課され、毒物劇物を適正に保管管理するよう求められています。

平成20年度定期監査報告において、毒物劇物の適正な管理について監査委員の意見としましたが、平成21年度定期監査における監査委員の管理状況調査においても不適切な事例が一部に見受けられました。

毒物劇物は、その取扱いによっては、保健衛生上大きな危害を及ぼすおそれがあり、事故等の際には対応に多大の経費を要することが予測されることから、保管状況及び管理体制の状況を検証し、一層の適正な管理に資することを目的に本監査を実施しました。

3 監査対象機関

全ての機関（知事部局、会計局、教育委員会事務局、警察本部及び企業局の本庁及び現地機関並びに議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局）

(注) 機関数については、毒物劇物を支所（支場）や部門ごとに保管・取扱い（以下「保管等」という。）をしている機関については、それぞれ1機関として計上しています。

4 監査の方法

監査は、次により実施しました。

(1) 書面監査

監査対象機関から毒物劇物の保管等の状況について、監査調書の提出を求めて実施しました。

監査調書の内容は次のとおりです。

- ア 取扱いの有無
- イ 管理体制
- ウ 事故の際の措置
- エ 購入状況
- オ 施設外への運搬状況
- カ 使用後の廃棄処理状況
- キ 使用していない毒物劇物の状況
- ク 保管等している毒物劇物の品目
- ケ その他

また、毒物劇物を取り扱う現地機関を所管する部局の主管課に対し、各部局における毒物劇物の管理等に関する指導等の状況について監査調書の提出を求めました。

(2) 実地調査

平成22年度定期監査（21年度中に実施した期中監査）に合わせて34機関、監査対象機関から提出された監査調書を参考に15機関を選定し、計49機関を対象に実地調査しました。実地調査は、監査対象機関に赴き、調査項目に従って、毒物劇物の管理等の状況の確認を行うとともに、提出された監査調書を基に、関係書類との照合並びに関係者からの説明聴取を行い、実施しました。

実地調査は次に掲げる項目を調査項目として調査しました。

- ア 取扱いに係る管理体制は適正か。
- イ 保管場所、専用保管庫等に係る取扱いは適正に行われているか。
- ウ 使用後の廃棄処理は適正に行われているか。

表1 実地調査実施部局別機関数

部 局	実施機関数
総 務 部	2

衛生部	3
環境部	2
商工労働部	2
農政部	7
教育委員会	26
警察	6
企業局	1
計	49

5 監査の実施時期

平成21年11月から平成22年2月までの間に実施しました。

第2 毒物劇物の保管等の状況

県の機関での毒物劇物の保管等について、提出された監査調書を取りまとめた結果は次のとおりです。

1 毒物劇物を保管等している機関の状況

(1) 保管等している部局別機関数

県全体の441機関の41.2%にあたる182機関で、毒物劇物を保管等しています。本庁、現地機関の別でみると、警察の1機関を除いて現地機関での保管です。

部局別にみると表2のとおりで、毒物劇物の保管等が多い部局は、教育委員会95機関、農政部30機関、衛生部17機関、警察16機関で、この4部局で全体の86.8%を占めています。

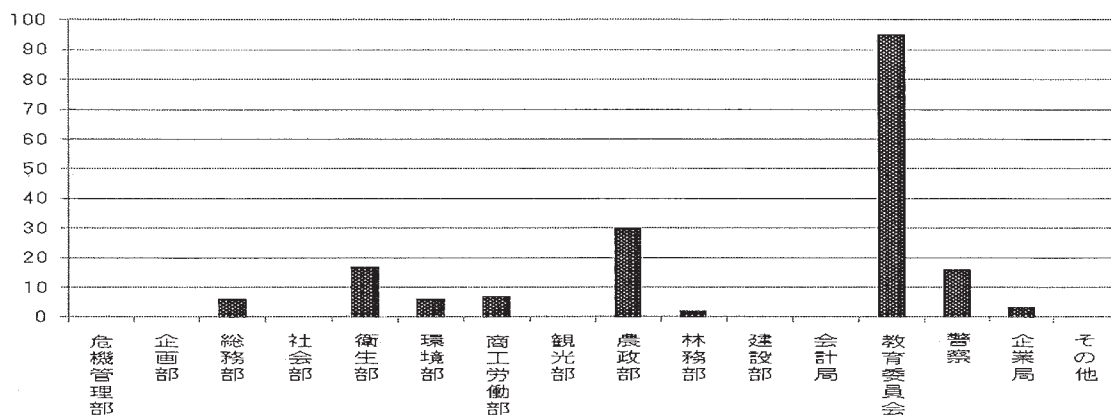
教育委員会の95機関の内訳は、高等学校86、特別支援学校7、その他2機関です。

表2 部局別の状況

部局	機 関 数			保管等している機関数		
	本 庁	現地機関	計	本 庁	現地機関	計
危機管理部	2	2	4			
企画部	6	6	12			
総務部	11	23	34		6	6
社会部	6	12	18			
衛生部	5	25	30		17	17
環境部	6	12	18		6	6
商工労働部	5	30*	35		7	7
観光部	3	3	6			
農政部	5	50	55		30	30
林務部	3	12	15		2	2
建設部	9	26	35			
会計局	1	4	5			
教育委員会	8	117	125		95	95
警察	1	38	39	1	15	16
監査・人事・労働委員会	3		3			
議会	1		1			
企業局	1	5	6		3	3
計	76	365	441	1	181	182

* 北安曇地方事務所商工観光建築課は商工労働部の現地機関としました。

部局別 保管ありの機関数



(2) 保管等している毒物劇物の状況

保管等している毒物劇物の品目数の状況は、表3のとおりです。保管品目数は、各機関の保管品目数を累計したものです。

毒物劇物の保管品目数は、保管等している機関が多い教育委員会及び農政部で多くなっています。

保管が212品目ある機関がある一方、1品目のみ保管している機関が11あるなど、保管されている毒物劇物の品目数には大きな差が見られます。

毒物劇物の主な用途は、県立高校の化学の実験実習用に係わるものや試験研究機関の試験研究用に係わるものです。

表3 部局別保管品目数

部局	保管等機関数	保管品目数			
		毒物	劇物	特定毒物	計
総務部	6	—	38	—	38
衛生部	17	66	389	—	455
環境部	6	45	220	6	271
商工労働部	7	32	204	—	236
農政部	30	101	917	—	1,018
林務部	2	3	40	—	43
教育委員会	95	384	4,242	1	4,627
警察	16	12	120	2	134
企業局	3	18	71	—	89
計	182	661	6,241	9	6,911

表4 保管品目数別保管等機関数

保管品目数	1～5	6～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91～100	101以上	計
保管機関数	25	9	25	26	19	20	21	17	7	6	3	4	182

表5 保管している機関が多い毒物劇物

	品目名	保管機関数	品目名	保管機関数
毒物	水銀	96	黄リン	46
	水酸化ナトリウム	162	水酸化カリウム	138
劇物	塩化水素(塩酸)	151	硝酸	130
	メタノール	146	ホルムアルデヒド	125
	硫酸	142	アンモニア	124
	過酸化水素	142	ヨウ素	123

(3) 長期間使用していない毒物劇物の状況

管理台帳等で5年間以上使用していない毒物劇物の状況は表6のとおりで130機関が保管していました。これは、台帳等のある163機関の79.8%、保管している182機関の71.4%を占めており、部局別でみると教育委員会及び農政部の機関が多く、県全体の総保管品目数6,640の37.8%にあたる2,507品目が5年間以上使用されていない状況です。

また、使用していない毒物劇物の品目数を機関別に集計したものが、表7で、使用していない品目が5以下の機関が48機関ある一

方で、61以上の機関が3機関ありました。

使用されていない品目の中には、現物を見せるための「見本物質」として保管しているとの事例もありましたが、不要な毒物劇物を保管している機関が相当数あり、保管期間についても長期化していることから、保管リスクを考慮して毒物劇物の適正な管理を行うには、使用見込みのない毒物劇物については計画的に廃棄する必要があると考えます。

表6 部局別の長期間使用していない毒物劇物数

部 局	保管機関数 A	保管品目数 B	5年間使用していない品目			割 合 (%)	
			機 関 数		当該品目数 D	C / A	D / B
			な し	あ り C			
総 務 部	6	38	5	1	1	16.7	2.6
衛 生 部	17	455	4	13	144	76.5	31.6
環 境 部	6	265	4	2	74	33.3	27.9
商工労働部	7	235	3	4	132	57.1	56.2
農 政 部	28	960	5	23	432	82.1	45.0
林 務 部	2	43	—	2	41	100.0	95.3
教育委員会	94	4,555	10	84	1,641	89.4	36.0
警 察	—	—	—	—	—	—	—
企 業 局	3	89	2	1	42	33.3	47.2
計	163*	6,640	33	130	2,507	79.8	37.8

* 受払簿の整備が3年前のため5年間使用していない品目が不明である農政部2機関、教育委員会1機関、受払簿が整備されていない警察16機関を含む19機関については集計から除外しました。

表7 長期間使用していない品目数別の保管機関数

保管品目数	1～5	6～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91～100	101以上	計
保管機関数	48	11	21	21	13	7	6	1	0	1	0	1	130

2 毒物劇物の管理体制

(1) 統括責任者の設置状況

取扱責任者以外に、統括責任者を設置しているのは、全体の85.2%にあたる155機関でした。

取扱責任者に保管場所や保管庫の鍵の管理、管理台帳等の管理、毒物劇物の在庫管理及び使用後の廃棄の管理等を任せきりにすることなく、統括責任者は定期的に確認することが必要と考えます。

表8 統括責任者の有無

保管機関数	い る	い な い
182	155 (85.2%)	27 (14.8%)

(2) 保管場所及び専用保管庫等の状況

毒物劇物の保管は、専用保管庫等により行われており、専用保管庫等が置かれている部屋(場所)、薬品庫等の保管場所の状況は表9のとおりです。

保管場所の「部屋」は、薬品庫として使用している部屋以外の屋内の部屋数を表し、主なものは、各種研究室、実験室、準備室及び検査室ですが、「その他」の中には廊下(通路)に設置された保管庫で保管されている事例がありました。

保管場所388か所のうちの出入口に鍵がかかる措置は364か所(93.8%)でされていました。なお、部屋に施錠できない24か所も保管庫に施錠して保管しています。

表9 保管場所の状況

部 局	保 管 機 関 数	保 管 場 所				鍵の有無	
		部 屋	薬品庫	その他	計	あ り	な し
総 務 部	6	11	1	—	12	11	1
衛 生 部	17	29	8	2	39	39	—
環 境 部	6	24	1	4	29	10	19
商工労働部	7	11	3	4	18	16	2
農 政 部	30	62	16	1	79	78	1

林 務 部	2	2	-	-	2	2	-
教育委員会	95	79	104	3	186	186	-
警 察	16	17	1	-	18	18	-
企 業 局	3	3	2	-	5	4	1
計	182	238	136	14	388	364	24

(3) 専用保管庫の有無

「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知。以下「薬務局長通知」という。)(P20 参考1)で、毒物劇物を保管する場所は盗難又は紛失を防ぐために、その他の物を保管する場所と明確に区分し、特に保管庫については毒物劇物専用のものとし、施錠設備等のある堅固な設備とするようにとされていますが、専用保管庫を有している機関は177機関で、5機関においては薬品庫の中で、その他の薬品を毒物劇物と同じ棚等で保管している状況が見受けられ、適切さを欠く事例と思われます。

専用保管庫の主なものは、材質がスチール又はステンレス製の保管庫(ロッカー又はキャビネット)、戸棚、冷蔵庫等です。専用保管庫を有している177機関の334か所の保管場所に557の専用保管庫があり、うち551は鍵がかかる措置がされており、盗難を防ぐための措置は概ね適正です。

なお、薬品庫、倉庫を専用保管庫としている場合も含まれています。

表10 専用保管庫の状況

部 局	保 管 機関数	専用保管庫 のある機関 数	保 管 場 所	専用保 管庫数	鍵の有無	
					あり	なし
総 務 部	6	6	9	21	21	-
衛 生 部	17	17	34	48	48	-
環 境 部	6	5	23	51	51	-
商工労働部	7	7	16	26	26	-
農 政 部	30	30	69	104	104	-
林 務 部	2	2	2	2	2	-
教育委員会	95	91	158	278	274	4
警 察	16	16	16	17	15	2
企 業 局	3	3	7	10	10	-
計	182	177	334	557	551	6

(4) 保管場所、保管容器等への表示状況

法第12条第3項では、毒物劇物の保管場所等への表示事項について規定していますが、全保管場所に表示されているのは142機関となっています。一部表示及び未表示は40機関で、その理由として研究室、化学教室、実験室等に保管しており、表示することにより生徒の目につくため等、危険防止の観点から表示していないというものでした。

また、法第12条第1項では、保管容器に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示をすることを求めています。170機関ではすべて表示されていますが、一部未表示がある11機関は、使用していない期間が長く、ラベル表記が読めないもの、剥がれてしまったもの等です。未表示の1機関は1品目のみ保管していることから保管物質の把握ができるということで表示はしていません。

表11 「毒物」又は「劇物」の表示の状況

保 管 機関数	保 管 場 所			保 管 容 器		
	表 示 の 有 無			表 示 の 有 無		
	全部表示	一部表示	未 表 示	全部表示	一部表示	未 表 示
182	142 (78.0%)	31 (17.0%)	9 (5.0%)	170 (93.4%)	11 (6.0%)	1 (0.6%)

(5) 管理記録簿等の整備状況

薬務局長通知では、毒物劇物の保管管理の適正化を図るため、在庫量の定期的点検及び毒物劇物の種類等に応じた使用量の把握をすることとされ、管理記録簿等を作成して取り扱った毒物劇物の名称、数量を記録し、定期的に在庫量を管理することが必要です。

また、県立学校については、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」(平成12年1月11日付け文初高第501号文部省初等中等教育局長通知)で、定期的な在庫量と管理記録簿等の照合を行うよう依頼しています。また、県教育委員会保健厚生課では、平成20年1月に管理記録簿の様式について通知を出しています。

ほとんどの機関において、管理記録簿等により管理されていましたが、一部の機関において適切さを欠く事例が見られました。管理記録簿等を作成していない機関は、警察の機関が大部分でした。

また、試験研究機関では、使用頻度が高く、大量に使用する劇物については、容器単位での管理となっている事例もありました。使用することには管理記録簿等に記録せず、在庫量の確認をしたときに記載して、使用量を把握している機関もありました。

表12 管理記録簿等の状況

保管機関数	管理記録簿等の有無	
	あり	なし
182	166 (91.2%)	16 (8.8%)

(6) 管理記録簿等と在庫量との照合状況

管理記録簿等の項目、棚卸、点検等の管理方法は機関により異なっており、特に管理記録簿等と現物の照合は、機関によって頻度が異なっていました。

照合（棚卸）を実施していないのは1機関のみで、残りの機関は定期的には実施されていました。照合の頻度は、年1回の機関が97機関と最も多く、次いで年2回の40機関となっています。

なお、組織の統廃合、組織の再編成により管理簿等の引き継ぎがされず、管理経過が不明の物質を保管している機関がありました。

表13 管理記録簿等と在庫量との照合状況

管理簿等のある機関数	記録簿等と在庫量との照合の有無		照 合 の 頻 度									
	あり	なし	週1回	月1回	年4回	年3回	年2回	年1回	隔年	使用の都度	その他	計
166	165	1	1	13	2	3	40	97	1	13	4	174*

* 照合の頻度の機関数は、機関の取り扱っている部署ごとに毒物劇物の照合する頻度が異なる場合は、監査調書に複数の記載があったのでこの回数を重複して集計しています。

(7) 専用保管庫等の転倒防止の状況

法第11条第2項では、専用保管庫等の転倒による毒物劇物の流出等防止について、必要な措置を講じるよう規定されていますが、保管庫全部が転倒防止器具等により天井、壁、床等に固定されている機関は77機関と全体の43.3%にとどまっており、転倒等防止措置は不十分な状況でした。

保管容器については、棚からの転落防止を図る枠の設置、間仕切り等の転倒防止のための措置が95機関で行われていましたが、容器同士の衝突防止の措置は、実地調査を実施してみると十分に行われていない状況です。

また、保管庫及び容器の両方の転倒防止措置を講じていない機関は29機関あり、182機関全体の15.9%となっています。

表14 転倒防止の状況

専用保管庫転倒防止の有無				保管容器転倒防止の有無				保管庫・容器 転倒防止措置 なし
あり	一部	なし	計	あり	一部	なし	計	
77 (43.3%)	24 (13.5%)	77 (43.3%)	178*	95 (52.2%)	52 (28.6%)	35 (19.2%)	182	29 (15.9%)

* 4機関は、薬品庫を保管場所としており、作りつけの棚になっていることから転倒防止の措置は取っていないため、除外しました。

(8) 危機管理マニュアル等の整備状況

劇物毒物販売等事業者は、自主的な規範として危害防止等規定を制定することとされており、業務上取扱者である県の機関についても、管理責任体制や事故発生時の対応を明確にした「毒物劇物危害防止規定」等を制定することが望ましく、制定していたのは84機関でした。

また、毒物劇物の販売業者は販売する際に、毒物劇物の取扱い及び保管上の注意、応急措置等の事項を記した化学物質安全性データシート（Material Safety Data Sheet. 以下「MSDS」という。）等により情報の提供が義務付けられており、MSDSを入手しておくことは事故の際の対応としては有効な対策です。このMSDSを入手し備え付けていたのは159機関でした。

表15 危害防止規定等の整備状況

保管機関数	危害防止規定等		MSDSの有無	
	あり	なし	あり	なし
182	84 (46.2%)	98 (53.8%)	159 (87.4%)	23 (12.6%)

(9) 事故時の管理体制

法16条の2第1項では、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれのある事故が発生した場合は、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならないとされています。また、盗難や紛失の場合は直ちに警察署に届けなければならないとされています。

応急措置の規定が整備されているのは111機関（61.0%）でした。また、毒物劇物による事故が発生したときなど、管理体制とし

ての緊急時連絡体系図については、毒物劇物危害防止規定、エコアクション21緊急事態対応計画書等により151機関は整備されていましたが、体系図がない機関が31機関ありました。

表16 応急規定の整備状況

保管機関数	応急措置の規定の有無	
	あり	なし
182	111 (61.0%)	71 (39.0%)

表17 緊急連絡体制の状況

保管機関数	緊急連絡体系図		体系図の掲示		体系図の掲示場所(複数の場所に掲示分含む)				
	あり	なし	あり	なし	事務室	準備・研究室	薬品庫	その他	計
182	151 (83.0%)	31 (17.0%)	135 (74.2%)	47 (25.8%)	62 (34.1%)	51 (28.0%)	22 (12.1%)	47 (25.8%)	182

(10) 毒物劇物に係る職員研修

保健衛生上の危害防止のため、①法に関すること、②事故等の応急措置に関すること、③毒物劇物の症状に関すること等に係る職員研修の実施については、78機関の実施にとどまっていました。

表18 研修の実施状況

保管機関数	実施	未実施
182	78 (42.9%)	104 (57.1%)

3 毒物劇物の購入の状況

毒物劇物の適正な保管管理を行うには、年間の使用見込み数量を念頭に、計画的に購入し、必要最小量を購入すべきです。平成19年度及び平成20年度分の購入状況をみると、購入した機関の半数が年1～2回の購入、又は年間購入金額が1万円未満でした。

表19 最近2か年の購入状況

購入年度	購入機関数	購入回数	購入総金額
平成19年度	114	758	10,082千円
平成20年度	111	772	11,778千円

表20 購入回数別機関数の状況

購入回数		1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～15	16～20	21～30	31～40	41～50	51～100	101回以上	計
機関数	平成19年度	55	22	11	8	1	6	6	2	0	1	0	2	114
	平成20年度	51	23	13	6	3	6	3	2	1	1	1	1	111

表21 購入金額別機関数の状況

購入回数		1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～15	16～20	21～30	31～40	41～50	51～100	101回以上	計
機関数	平成19年度	55	22	11	8	1	6	6	2	0	1	0	2	114
	平成20年度	51	23	13	6	3	6	3	2	1	1	1	1	111

表22 購入金額が多い毒物劇物の状況

平成19年度			平成20年度		
品目名	購入機関数	購入額(千円)	品目名	購入機関数	購入額(千円)
水酸化ナトリウム	34	3,272	水酸化ナトリウム	25	3,672
アセトニトリル	7	1,004	ホルムアルデヒド*	12	680
ホルムアルデヒド*	10	794	アセトニトリル	4	584
シンナー	1	415	シンナー	1	400
トルエン	1	261	メタノール	30	308
メタノール	22	247	トルエン	1	254

* ホルムアルデヒド含有製品を含む